

地域自治課が所管するNPO等の事業周知に係る「広報ぬまづ」取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地域自治課を窓口として、広報ぬまづ（以下「広報紙」という。）に、NPO法人、ボランティア団体及び市民活動団体（以下「NPO等」という。）が行う、市民に有益な事業等（以下「事業」という。）の情報を掲載するために必要な事項を定めるものである。

(掲載対象)

第2条 広報紙に掲載できる事業は、沼津市内で活動するNPO等が行う、幅広い市民の参画が必要と認められる事業の情報とする。

(掲載内容)

第3条 広報紙に掲載できる事業の情報は、イベント名、日時、内容、場所、料金、対象、定員、申込み方法、申込み開始日時、問合せ先（電話番号）とし、第1号様式を地域自治課に提出するものとする。

2 同一の団体からの事業情報の掲載は、原則として4ヶ月に1回（最大年3回）を限度とする。

3 NPO等からの掲載依頼が集中し、広報紙の掲載容量を超えるおそれがある場合については、掲載を取りやめることができる。

4 次の各号に掲げる事業は、広報紙に掲載できないものとする。

- (1) 営利目的のもの
- (2) 政治、宗教に係る活動のもの
- (3) 個人の売名行為と考えられるもの
- (4) 広く一般市民を対象にしないもの
- (5) 活動内容が未定であるもの
- (6) 掲載依頼の時点において、会場の確保がされていないもの
- (7) 事業の参加費用が社会通念上高額であると判断されるもの
- (8) その他、掲載する情報として不相当と判断されるもの

5 掲載内容は、提出された第1号様式 of 原稿を基に地域自治課で編集を行うものとする。

(掲載依頼)

第4条 原則として、原稿締切日の1週間前までに、地域自治課へ郵送、FAX、Eメール及び窓口へ直接提出するものとする。

2 原稿締切日は、発行を希望する広報紙の1ヶ月前とする。

(NPO等の責務)

第5条 広報紙に掲載した事業を実施するNPO等は、次の各号に掲げる責務を担うものとする。

- (1) 市民から参加者を募集する事業の募集期間内には、必ず指定した問い合わせ先に担当者を従事させるとともに、募集する人数により、電話、郵送、FAX、電子メールなどの受付方法を十分に講ずること。
- (2) 募集期間内に、参加者の定員が確保された場合については、必ず地域自治課に報告をするとともに、市民の問い合わせには誠実に対応すること。
- (3) 広報紙に掲載した事業が実施不能となる事態が生じた場合には、迅速に地域自治課に報告すること。

2 前項の責務が十分に果たされないものと認められる場合には、当該事実が確認されてから1年の間は、広報紙の事業掲載を受け付けないものとする。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。